平成２９年（フ）第１０５４号
埼玉県戸田市笹目５丁目５番地の11
破産者　株式会社小船製作所
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
名古屋市南区菊住２丁目18番３号　新東ビル202号室
破産者　株式会社住まいる
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６１号
名古屋市千種区春里町４丁目21番地の１
破産者　有限会社さんりん舎
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０６号
兵庫県淡路市生穂1798－５
破産者　特定非営利活動法人おれんじ
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６号
（亡本間静子の最後の住所）北海道室蘭市新富町１－５－13　社会医療法人母恋日鋼記念病院、亡本間静子の住民票上の住所北海道白老郡白老町字虎杖浜76番地９
破産者　亡本間静子相続財産
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
北海道白糠郡白糠町コイトイ５番地５
破産者　株式会社大坪商店
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８号
釧路市文苑１丁目59番27号
破産者　株式会社Ｌｉｅｎ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１３号
岩手県釜石市大町１丁目７番２号
破産者　株式会社ＤＡＮ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１１号
東京都福生市大字熊川867番地22レオパレスリヴェール201号室
破産者　松下　利隆
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２７１号
東京都町田市高ヶ坂２丁目31番25号ベルメゾン高ケ坂101
破産者　荒井　克久
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３３５号
東京都西東京市芝久保町４－２－９芝久保ハイツ、住民票上の住所東京都武蔵村山市残堀５丁目102番地の５サカエマンション102
破産者　東向　洋司
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４９４号
横浜市港北区綱島西２丁目17番12―311号
破産者　株式会社エムジェイ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７４２号
横浜市栄区庄戸３丁目15番26号
破産者　株式会社エス・ティーホーム
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５５３号
横浜市保土ケ谷区新井町464石井第一ビル103号室
破産者　グッドワーカー株式会社
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６号
三重県伊勢市竹ケ鼻町26番地
破産者　有限会社出口造船所
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
三重県伊勢市宇治浦田１丁目８番12号
破産者　株式会社武雷庵
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第８６９号
京都府舞鶴市字下福井882番地の３
破産者　マイカン産業株式会社
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４０号
京都市南区東九条烏丸町30番地４ジュネス１階
破産者　株式会社いわい
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３６号
京都府城陽市水主塚ノ木19番地
破産者　株式会社富士カツター工業
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３７号
京都府城陽市水主塚ノ木44番地
破産者　有限会社あずさ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
岡山市北区平野998番地４　アウルステージ平野201号
破産者　榊原　陶仁
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部